



令和2年4月1日施行の法律等について

家裁に影響のある
法律等をまとめました。

執行法改正

○子の引渡しに関して、家裁が執行裁判所となるものが追加されます！

執行官に子の引渡しを実施させる決定申立て、第三者の占有する場所での執行の許可申立て、債権者代理人の出頭の下での執行を認める決定申立て等が追加されます（民事執行法174条～176条／民事執行規則157条、159条～161条）。

調停成立の場面
で教示すること
も考えられます。

○債務者の財産の調査制度の見直しが行われました！

執行に際し、金融機関、登記所から預金の口座番号などの情報を、養育費や婚姻費用等については、これに加えて、市町村等から勤務先などの情報を取得する制度が新設されました（民事執行法204条～215条／民事執行規則187条～193条）。なお、登記所からの情報取得手続については、4月1日現在、申し立てることができないので注意が必要です（改正法附則5条）。

改正家事規則が、
本年1月10日に
公布されています。

民法等改正

○特別養子制度の見直しが行われました！

養子となる子の上限年齢の引上げや二段階手続の導入などが定められ、改正家事規則では、裁判所間の通知などについて定められています（民法817条の5／児童福祉法33条の6の2、33条の6の3／家事事件手続法164条、164条の2、234条～239条／家事事件手続規則93条、93条の2、120条の2）。

相続法改正

遺産分割や遺留分制度に関する
見直しなどは、昨年7月1日に
施行されています。

○配偶者居住権が創設されました！

被相続人の配偶者が配偶者居住権を取得する制度が創設されました（民法1028条～1041条）。4月1日以後に開始された相続のみが対象となります（改正法附則10条1項）。

